

宍粟市木育推進方針

～SDGs推進に向けた^もり^り森林を活用したまちの創造～



宍粟市は「^もり^り森林」を活用したまちの創造に取り組みます

令和4年9月

宍粟市

目 次

第1章 策定の背景	1
(1) 策定の背景	1
(2) SDGsとは	3
(3) 木育とは	6
第2章 宍粟市におけるSDGs及び木育の基本的な考え方	7
(1) SDGsの考え方	7
(2) 木育の考え方	10
第3章 宍粟市におけるSDGs及び木育の進め方	11
(1) SDGs及び木育に対する理解の浸透	11
(2) 多様な主体との連携強化	11
(3) 木育がめざす方向性の具体化	11
第4章 将来へ向けたSDGs及び木育の展開	17
(1) ウッドスタート宣言からの主な木育の取組	17
(2) 今後の展開	20
参考資料 SDGsにおける17の目標と169のターゲット	21

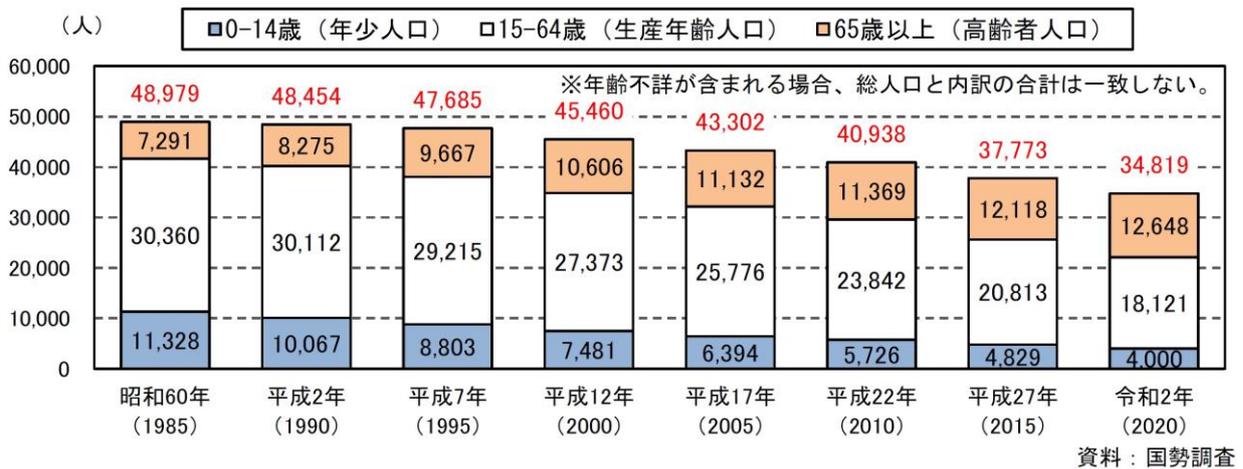
第1章 策定の背景

(1) 策定の背景

宍粟市は広範な市域に様々な地域資源を有する豊かなまちであり、特にその約9割を占める森林は本市の誇る最重要資源です。平成17年4月に市町村合併により宍粟市が誕生して以降、本市では林業の再生を目標に掲げ、森林整備の促進、宍粟50名山の選定や森林セラピーの推進など観光分野をはじめとして、森林や木の恩恵を生かしたまちづくりを進めてきました。

その一方、本市では、出生率の低下や若者の転出を主な要因として、平成2年から令和2年の30年間で、人口が28.1%減少しており、人口減少や少子高齢化はこれからのまちづくりを進めていくうえで大きな課題となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



引用元：宍粟市人口ビジョン

これらの人口減少や少子高齢化は本市に限った話ではなく、国全体が抱える大きな課題です。平成27年の国連サミットにおいて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標)では、世界が抱える問題を解決するため、国際社会全体の共通目標を定め、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現がめざされており、国においては、平成28年に国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されるとともに、平成29年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方自治体におけるSDGs(自治体SDGs)の取組推進が位置付けられました。

このことから、地方自治体は、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中から、各地域の実情に応じた取組を取捨選択し、推進していく必要があります。

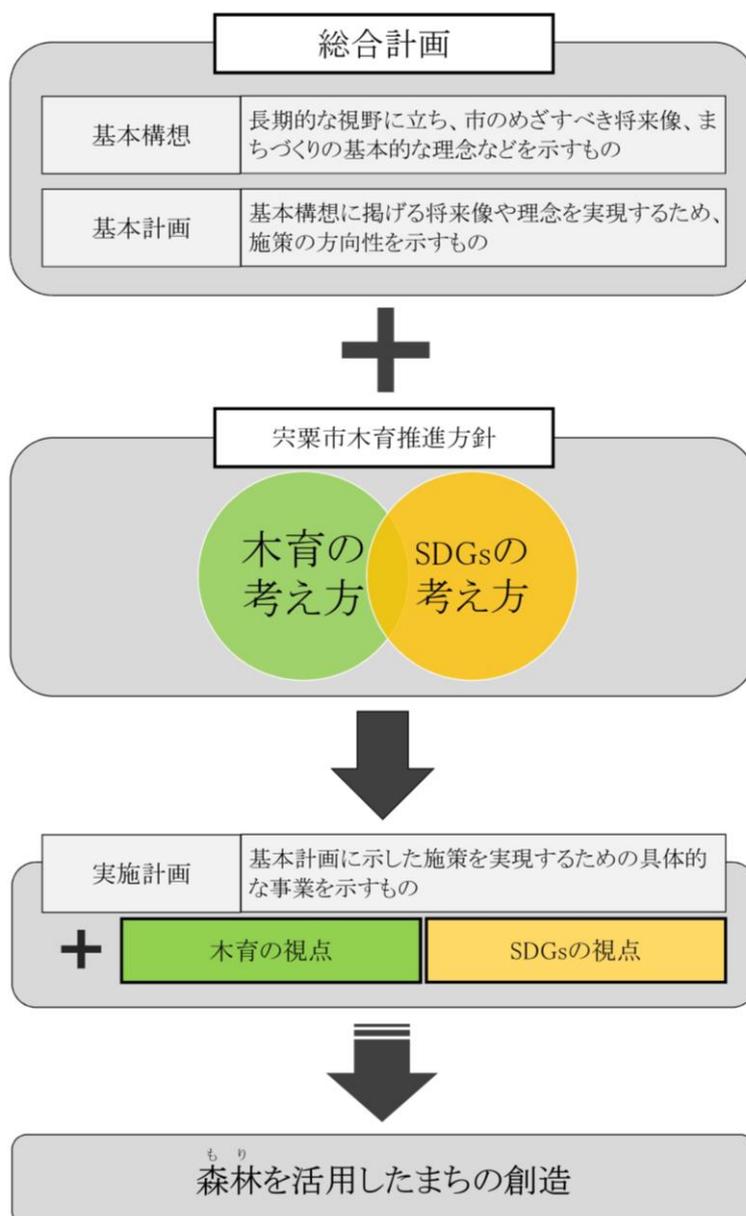
そこで、本市では、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略(以下、「総合計画」という。)において、地域創生を進めるための視点の一つとしてSDGsの視点を掲げるとともに、本市にとって最も身近な自然資源である森林や木をまちづくり・観光・子育て・教育・福祉など様々な分野において最大限に生かす木育の視点も掲げ、「森林から創まる地域創生」をテーマに、地域課題の解決に向

けて取り組むこととしています。

このテーマの方向性は、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、行政・市民・地域団体・企業等の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざすもので、SDGs におけるめざすべき方向性と合致しており、木育を推進することが、結果として、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するものと整理しています。

よって、本推進方針は、総合計画において地域創生を進めるための視点として掲げられている SDGs 及び木育の推進にあたり、多様な主体がその理念や意義の認識を深め、連携して持続可能なまちづくりを進めることができるよう、今後の方向性を示すとともに、本市の実情に応じた指標としては、総合計画の各基本計画における「まちづくり指標」を設定し、策定するものです。

【宍粟市木育推進方針の位置付け】



(2) SDGs とは

① SDGs (持続可能な開発目標) とは

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された SDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)は、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)の後継として、令和 12(2030)年を期限とする国際社会全体の共通目標です。世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる 17 の目標と細分化された 169 のターゲット(21 ページの参考資料参照)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」を理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現がめざされています。

② 国における SDGs の取組

国は平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を国家戦略として策定しています。国として優先的に取り組むべき8つの課題と具体的な対策が定められるとともに、SDGs 推進にあたっての自治体の役割の重要性が指摘されています。また、平成 29(2017)年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において、地方自治体における SDGs (自治体 SDGs) の取組推進が位置付けられました。

持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針の概要	
●ビジョン：「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」	
●実施原則：①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任	
●フォローアップ：2019年までを目途に最初のフォローアップを実施。	
【8つの優先課題と具体的施策】	
①あらゆる人々の活躍の推進	②健康・長寿の達成
■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実	■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保険システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応
③成長市場の創出・地域活性化、 科学技術イノベーション	④持続可能で強靱な国土と 質の高いインフラの整備
■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市	■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進
⑤省・再生可能エネルギー、 気候変動対策、 循環型社会	⑥生物多様性、森林、海洋等の 環境の保全
■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築	■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源
⑦平和と安全・安心社会の実現	⑧SDGs実施推進の体制と手段
■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進	■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

③ 地方自治体に期待される SDGs の取組

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版において、SDGs の多様な目標への追及は、日本の各地方の諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとされています。しかし、SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家としての取り組むべきことが多く含まれている

ことから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に落とし込む必要があります。

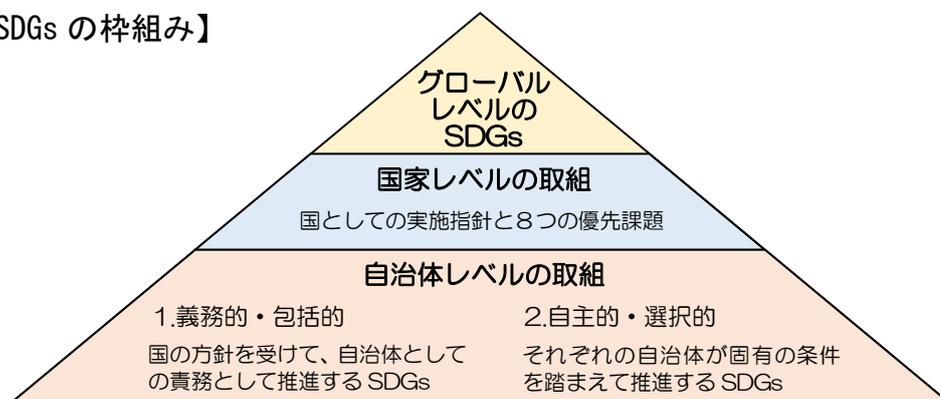
SDGsの目標に対しては、自治体行政が果たし得る役割を国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments)が示しています。

【SDGsの17の目標と地方自治体が果たし得る役割】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>(目標 1. 貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>(目標 2. 飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して産業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>(目標 3. すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>(目標 4. 質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>(目標 5. ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>(目標 6. 安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水資源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>(目標 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>(目標 8. 働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>(目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>(目標 10. 人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>(目標 11. 住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全、レジリエントで接続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>(目標 12. つくる責任つかう責任) 環境不可削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>(目標 13. 気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>(目標 14. 海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>(目標 15. 陸の豊かさを守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>(目標 16. 平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>(目標 17. パートナリシップで目標を達成しよう) 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在となり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

【自治体 SDGs の枠組み】



※参照 「私たちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-」
（一財）建築環境・省エネルギー機構

(3) 木育とは

「木育」は、子どもをはじめとするすべての人が、木とふれあい、木に学び、木と生きる取組として平成 16 年に北海道庁で生まれ、平成 18 年に閣議決定された国の森林・林業基本計画において、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化での理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と位置付けられました。その後、平成 28 年に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においても、「木の良さやその利用意義を学ぶ活動である『木育』を推進する」との記載があります。

また、平成 28 年度森林・林業白書においては、「子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動であり、『木づかい運動』の一環として取組が広がっている」と、木育について触られています。

現在、木育は、木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていく幅広い活動を指す言葉として、全国の様々な地域で様々な取組が進められています。

【木育のイメージ図】



第2章 宍粟市におけるSDGs及び木育の基本的な考え方

(1) SDGsの考え方

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版において、SDGsの多様な目標への追及は、日本の各地方の諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとされています。しかし、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家としての取り組むべきことが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に落とし込む必要があります。

また、自治体においてSDGsを進めるためには、経済、社会、環境の三側面を統合する施策推進が必要であり、本市では、総合計画において、地域創生を進めるための視点の一つとしてSDGsの視点を掲げ、「森林から創まる地域創生」をテーマに、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、行政・市民・地域団体・企業等の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざすこととしています。

なお、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities & Local Governments)は、SDGsが掲げる17の目標ごとに自治体行政が果たし得る役割を示しており(12ページ【SDGsの17の目標と地方自治体が果たし得る役割】のとおり)、本市総合計画では、基本構想に定めためざす将来像や2つの基本目標と7つの基本方針に沿った政策を推進するため、基本計画において30の施策(章立て含む)及びその主な取組を定めています。基本計画は、具体的な取組(施策や事務事業)を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市が進めるSDGs達成に貢献する取組を推進するうえでの方向性にもなります。よって、本市においては、基本的な方向性を総合計画の基本計画に定める30の施策とします。

【総合計画とSDGsとの対応表】

17のゴール	関連する基本施策
 <p>G1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 22 社会保障の充実</p>
 <p>G2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>施策 2 農業の振興 施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 19 健康づくりの推進 施策 22 社会保障の充実</p>
 <p>G3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 19 健康づくりの推進 施策 20 地域医療の充実 施策 21 地域福祉の充実 施策 21-1 高齢者福祉の充実 施策 21-2 障がい福祉の充実 施策 22 社会保障の充実 施策 25 スポーツ活動の推進</p>

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>G4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 16 就学前教育の充実 施策 17 学校教育の充実 施策 18 青少年健全育成の推進 施策 23 生涯学習の推進 施策 24 文化・芸術活動の推進 施策 25 スポーツ活動の推進 施策 26 人権教育・啓発の推進</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>G5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>施策 15 子育て支援の充実 施策 16 就学前教育の充実 施策 25 スポーツ活動の推進 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>G6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>G7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 6 資源循環型社会の構築</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>G8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 3 商工業の振興 施策 4 観光の振興 施策 14 消費者行政の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>G9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 3 商工業の振興 施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持 施策 9 生活圏の拠点づくりの推進</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>G10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 21-1 高齢者福祉の充実 施策 21-2 障がい福祉の充実 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>G11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持 施策 9 生活圏の拠点づくりの推進 施策 10 移住・定住促進の充実 施策 11 防災体制の充実 施策 12 消防・救急体制の充実 施策 13 防犯・交通安全の推進 施策 20 地域医療の充実</p>

<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>G12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>施策 6 資源循環型社会の構築 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>G13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 6 資源循環型社会の構築 施策 11 防災体制の充実 施策 12 消防・救急体制の充実</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>G14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>G15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 4 商工業の振興 施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>G16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>施策 13 防犯・交通安全の推進 施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進 健全な行財政運営の推進</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>G17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>施策 9 生活圏の拠点づくりの推進 施策 14 消費者行政の推進 参画と協働・男女共同参画の推進 健全な行財政運営の推進</p>

(2) 木育の考え方

本市における「木育」の定義は、「森林や木とのふれあいを通して、その素晴らしさに触れることで親しみを持ち、森林や木が好きな人を育て、まちへの愛着を育む活動」であり、子どもをはじめとするすべての市民が暮らしの中に木を取り入れ、木とともに生き、そして、木の温もりを感じながら心豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現をめざします。

市民が木育の活動を通して森林や木との関わりを深め、市への郷土愛を深めるとともに、様々な分野において木育の視点を持った取組を進めることで、森林の総合的な利用の推進をめざします。

【木育の視点及び目標】

※特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会(以下、「東京おもちゃ美術館」という。)がめざす「木育かきくけこ」を参考

	<p>か 環境を守る 森林の循環の仕組みづくりを進めることで良好な森林環境の保全を図るとともに、木を適切に使うことが森林や地球の環境を守ることにつながることを理解して行動できる人づくりを進めます。</p>
	<p>き 技術や文化を伝える 木材の利用技術や森林の恩恵から生まれた文化を生かし、体験・学ぶことができる機会を創出することや広く普及する活動により、森林から生まれた技術や文化を次の世代に受け継いでいきます。</p>
	<p>く 暮らしに木を取り入れる 森林や木とのふれあいを通して木の良さを知る機会を創出し、暮らしに木を取り入れたと思う意識の醸成を図るとともに、自ら選んで地元の木を暮らしに取り入れる人・環境づくりを進めます。</p>
	<p>け 経済を活性化させる 地元の木の新規的な活用や高付加価値化を推進するとともに、材としての活用にとどまらず、観光振興や健康づくりなど様々な分野で森林の総合的な利活用を推進することで、地域経済の活性化につなげます。</p>
	<p>こ 子どもの心を豊かにする 子育てや教育において、森林や木とふれあい、森林や木の良さや温もりを感じるができる環境づくりを進め、感性豊かな子どもの心と体の成長を促すとともに、郷土愛の醸成につなげます。</p>

【木育がめざすこと】

森林の総合的な利用の推進 = 「森林」を活用した^{もり}まちの創造

第3章 宍粟市におけるSDGs及び木育の進め方

本市ではこれまで、「木育かきくけこ」の5つの木育の視点をもとに、木材・木製品の利用促進や森林や木との関わりを深める事業を展開してきました。

これからは行政と市民、地域団体、企業等が連携しながら森林や木との関わりを深め、市内に木育を根付かせていく中で、多様な主体による取組がさらに広がっていくことをめざし、SDGs及び木育の視点を持って、次なる取組を進めていきます。

(1) SDGs及び木育に対する理解の浸透

市民、地域団体、企業等がSDGs及び木育に対する主体的な行動に取り組むため、市が率先して各視点を意識して取組を進めます。具体的には、職員一人ひとりがSDGs及び木育の理念や意義などについて理解を深め、政策形成や事業立案などでSDGs及び木育を意識した取組を進めるため、職員に対する研修等を実施するほか、職員一人ひとりが総合計画にある「SDGsの視点」・「地域創生とSDGs」・「木育の視点」を読み込むことで、総合計画における基本施策とSDGsに掲げられた17目標並びに木育の5目標との関連性を整理・理解することができるよう啓発します。

また、各施策・事務作業を進めるにあたっては、SDGs及び木育の理念や目標との関連性を整理し、可視化するためのアイコンを各種計画等に掲載することとし、掲げる施策の方向性や具体的な取組とSDGsとの関係が分かりやすいものとなるよう努めます。

そのうえで、SDGsや木育との関連が強い事業やイベント等の実施にあたっては、SDGs及び木育の理念や意義、必要性、関連情報を積極的に発信するなど、あらゆる機会を通じて市民や地域団体、企業等に向けた情報発信・普及啓発に取り組めます。

(2) 多様な主体との連携強化

SDGs及び木育の視点を持った取組を進めるにあたっては、SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に基づき、本市の自然的・社会的条件や文化等の地域特性を踏まえつつ、市民や地域団体、企業等のステークホルダーとの連携により、実効性と意識啓発が高まるよう取組を実施します。

また、市民や地域団体、企業等が実施するSDGsや木育の普及啓発に係る取組を支援し、多様な主体による取組の拡大をめざします。

(3) 木育がめざす方向性の具体化（SDGs推進に向けた重点的な取組の強化）

SDGs推進にあたっては、総合計画の基本施策とSDGsに掲げられた17の目標との関連性を意識し、取組を実施するとともに、本市としては重点的に木育に取り組むこととします。

そこで、多様な主体による木育の取組を進めるためには、木育がめざす将来像を明確にするとともに、今私たちに何ができるのかを具体化することが大切です。多様な主体がその将来像や今できることに関して共通認識を持ち、同じ方向を向いた取組が進められるよう、次のとおり木育がめざす方向性を定めます。



林業事業者や森林所有者、国・県などと連携して再造林や間伐などの森林整備を推進し、健全な森林の育成を図るとともに、森林の持つ多面的な機能（生物多様性の保全、水源の涵養、土砂災害の防止、保健休養の場の提供など）を維持し、安全安心なまちづくりにつなげます。

また、地域の自主的な森林整備活動を支援することで、景観に配慮された森林づくりを推進します。

さらに、小中学校における木育や森林環境教育の取組を支援するとともに、森林・林業に関する専門的な人材を育成する県立森林大学校、県立山崎高等学校と連携し、森林や木の役割等を理解し、森林環境を守ることのできる人づくりを進めていきます。



めざす将来像

- 木材の安定供給と適切な森林整備による持続可能な循環型林業が構築されたまち
- 森林の持つ多面的機能が維持された「災害に強い森林」と生きる安心安全なまち
- 森林環境を守り、次世代に繋いでいく将来の担い手が増えていく森林と共に生きるまち

今私たちにできること

- 山林や里山を適正に管理し、森林の整備と景観の保全に取り組む
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する
- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う



林業就業相談の実施や、林業就業者の雇用と育成を図る事業者への支援を通して、森林を守り育てる林業の担い手確保と育成に努めます。

また、次世代の林業を担う人材として期待される県立森林大学校生などの市内就職及び市内定住に繋がる取組を実施することで、将来的な林業の担い手確保を図ります。

さらに、森林や木の素晴らしさなど木育に関する様々な情報をまとめた広報物を、市内の中・高校生等を対象に発行することにより、森林の恩恵から生まれた文化や木材利用技術を学ぶ機会を創出し、木の文化、木育の取組を次世代に継承していく基盤づくりを進めます。



めざす将来像

- 森林に関わり森林を守り育てる地域の担い手が活躍する賑わいのあるまち
- 森林と共に歩んできた林産業や木の文化が将来に受け継がれてゆく伝統と発展のまち
- 多様な主体が木育に取り組み連携を深めることで新たな取組が広がっていく木育のまち

今私たちにできること

- 近隣にある木や身の回りの木製品に使われている木の種類など、身近な木に興味を持つ
- 木育に関するイベントに参加する / 情報発信する
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する



暮らしに木を取り入れる



ウッドスタート事業(誕生祝い品贈呈事業)をはじめとして、子どもたちが森林や木とのふれあいを通して木の良さを知る機会を創出するとともに、宍粟材を使った住宅の新築を支援するなど、市内への移住定住促進と積極的な宍粟材の活用をめざします。

また、木に興味を持ち、暮らしに木を取り入れたいと思う人を増やすため、木育に関する情報の発信やイベントの開催など市民の木育活動(木工、DIYなど)を支援する環境づくりを進めます。



めざす将来像

- 子どもから大人まで誰でも森林や木にふれる機会を持てる生涯木育のまち
- 宍粟材や宍粟材を使った木製品が充実する木材地産地消のまち
- 木に興味を持ち、暮らしに木を取り入れる人々が集まる木育推進のまち

今私たちにできること

- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う
- 木工・DIY 等を通して木にふれる機会を持つ
- 木育に関するイベントに参加する / 情報発信する



経済を活性化させる



宍粟材の利用促進活動に対する支援等を通して、宍粟材の高付加価値化と流通の拡大をめざすとともに、継続した森林整備により社会全体に安定した再生可能エネルギーを供給します。

また、本市が掲げる「日本一の風景街道づくり(※)」に向けて、里山林整備の中で広葉樹等の植栽を促進するとともに、森林セラピーをはじめとした森林や木を生かした観光施策を進めることで、地域経済の活性化を促進します。



提供:しそ森林王国観光協会

※自然の風景だけでなく人の生活や生業、歴史や文化など暮らしの中にある身近な風景をつなぎ合わせ、地域の活性化をめざす取組。

めざす将来像

- 宍粟材の価値が高まり流通が拡大することにより、“儲かる”林産業が確立されたまち
- 「日本一の風景街道づくり」を通して地域がひとつになり、豊かな森林が守られるまち
- 森林や木を生かした観光施策が継続的な集客に繋がり、地域全体が潤い続けるまち

今私たちにできること

- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う
- 山林や里山を適正に管理し、森林の整備と景観の保全に取り組む
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する



子どもの心を豊かにする



出生時の誕生祝い品贈呈、幼稚園・保育園(所)・こども園等での木工ワークショップ実施やおもちゃ貸出、小中学校における木育・森林環境教育の支援など、出生から就学後まで子どもたちが木にふれ、森林や木の良さや温もりを感じることができる環境づくりを進めます。

これにより、感性豊かな子どもの成長を応援するとともに、子どもたちの「森と共に生きるまち宍粟」への郷土愛の醸成を図ります。



めざす将来像

- 出生から就学後まで子どもたちが木にふれる環境が整った「ウッドスタート」推進のまち
- 森林や木とのふれあいを通して感性豊かな子どもの成長を応援する、子育てしやすいまち
- 木育を通して育まれた子どもたちの宍粟への郷土愛が定住に繋がる持続的発展のまち

今私たちにできること

- 積極的に国産材や宍粟材が使われた木製玩具を取り入れる
- 近隣にある木や身の回りの木製品に使われている木の種類など、身近な木に興味を持つ
- 木工・DIY 等を通して木にふれる機会を持つ

第4章 将来へ向けたSDGs及び木育の展開

(1) ウッドスタート宣言からの主な木育の取組

本市では、木育を「森林や木とのふれあいを通して、その素晴らしさに触れることで親しみを持ち、森林や木が好きな人を育て、まちへの愛着を育む活動」と定義し、様々な分野において、その取組を進めています。将来へ向けた展開に向け、ここではウッドスタート宣言後からの主な取組についてまとめます。

ウッドスタート宣言

ウッドスタートとは、東京おもちゃ美術館が展開している木育の行動プランで、「木」を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、すべての子どもが人生最初のステージを、木の温もりを感じながら、楽しく豊かに送ることができるようにしていくことをめざす取組です。

本市では、東京おもちゃ美術館と連携し、木育の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を示すため、平成31年3月24日に県内初となるウッドスタート宣言を行いました。



ウッドスタート宣言調印式

木育キャラバン

木育キャラバンは、東京おもちゃ美術館が実施する、子どもたちが木のおもちゃで自由に遊べるイベントで、子どもたちが楽しみながら木に触れる機会を創り出すことを目的としています。

本市では、前述のウッドスタート宣言調印式にあわせ、2日間の日程で木育キャラバンを開催し、多くの方が参加されました。



ウッドスタート宣言調印式にあわせて開催された木育キャラバン

宍粟材を使った誕生祝い品贈呈

本市では、令和元年5月よりウッドスタート事業として、宍粟材を使った木のおもちゃを贈呈する誕生祝い品事業に取り組んでいます。

木のおもちゃの手触りや色、香りなどにふれる時間が子どもたちにとって新鮮な出会いとなり、子どもたちの豊かな感性や創造力を育みます。また、子どもの頃から木とふれあうことは森林や木への思いやりの心を育み、自然について考えるきっかけにもなります。



宍粟材を使った誕生祝い品の木製玩具

※令和4年9月時点

デザインは今後変更となる場合があります。

木育インストラクター養成講座

市内の幼稚園・保育所・認定こども園等の職員を対象とした木育プログラムづくりを学ぶ講座を開催し、木に触れ、学び、生かすことを提案する人材の育成を図っています。

本市では、令和元年度に講座を開催し、関係課職員や園所等職員約 40 名が木育インストラクターの認定を受けました。



園所職員等が参加した木育インストラクター養成講座

木製玩具の導入、おもちゃ図書館

前述の木育インストラクター養成と連動し、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て環境において木育を実践するために必要な木製玩具等の導入を進め、子どもを中心に木の良さを体感する機会の創出を図っています。

また、令和元年度には一宮市民協働センター「もくもく広場」に、令和2年度には波賀子育て支援センターに木製玩具を導入。波賀子育て支援センターは、おもちゃ図書館として市内園所等へのおもちゃ貸出も実施しています。



様々な木製玩具が揃ういちのびあ「もくもく広場」

しそ^{もり}う学校生き活きプロジェクト（しそ^{もり}う森林の探検隊）

小中学校が自主的・主体的に取り組む特色ある教育活動を支援する「しそ^{もり}う学校生き活きプロジェクト」では、活動メニューの一つとして「しそ^{もり}う森林の探検隊」を設けています。

「しそ^{もり}う森林の探検隊」は、地域の自然等とのふれあいを通してふるさとの良さを守り伝えていくための環境教育につながる体験活動等を支援するメニューで、市内各校が木工体験や森林の役割についての学習、施設見学など木育推進につながる活動に取り組んでいます。



森林の豊かさについての学習

木製玩具づくりワークショップ

市内の幼稚園・保育所・認定こども園等において、子どもたちが身近に木とふれあえる機会をつくるとともに、継続的に木育の視点を持った教育・保育のプログラムを展開していくためのノウハウを習得してもらうことを目的として、令和2年度より兵庫県立丹波年輪の里協力のもと、市内の多くの園所等で木製玩具づくりワークショップを実施しています。



木製玩具づくりワークショップでノギリ引きを体験する園児

森と共に生きるまち宍粟のみどりじまん新聞（木育新聞）

市内の子どもたちに少しでも森林や木への関心を高めてもらうことを目的に、兵庫県立森林大学校協力のもと、令和2年度より「森と共に生きるまち宍粟のみどりじまん新聞」を発行しています。

原稿は同大学校の学生が学んだことを中心に執筆され、木育の視点を持って「森と共に生きるまち宍粟」が誇る「みどり」の魅力を発信しています。



県立森林大学校学生の学びが詰まった木育新聞

もり 森林の家づくり応援事業

森林の家づくり応援事業では、市内に転入・転居する人を対象に、住宅取得や空き家改修にかかる費用等を支援しています。

市内事業者の建築施工により新築する場合や、宍粟材を使用する住宅を新築する場合に補助額が上乗せされるメニューを設けることにより、移住定住の促進のみならず、宍粟材の積極的な活用など木育推進に取り組んでいます。



宍粟材を活用した木造住宅

宍粟材利用拡大支援事業

宍粟材または宍粟材を活用した住宅や製品等を扱う企業・自治会等の団体を対象に、宍粟材や宍粟材を活用した製品をPRする見学会や展示会の開催、パンフレット作成など宍粟材の啓発活動、実証研究、開発等にかかる費用を支援することで、宍粟材の利用拡大を促進しています。



宍粟市産ヒノキ葉の成分を抽出した
除菌・抗菌・消臭剤

公共建築物等における木材利用促進

森林の適正な整備や地域経済の活性化を図ることを目的として、本市では公共建築物等における宍粟材の利用を促進しています。公共建築物等とは、広く市民一般の利用に供される学校施設や社会福祉施設、病院・診療所などを指し、建築材料としての木材利用だけではなく、公共土木資材や備品、消耗品等も含め、積極的な導入に取り組んでいます。



木材を活用した市民協働センター「いちのぴあ」

(2) 今後の展開

本市における木育の取組は、ウッドスタート宣言以降、様々な分野に広がりを見せています。

しかしながら、本市の木育はまだ発展途上にあり、これからは市内の連携はもちろんのこと、市民や地域団体、企業等が連携しながら森林や木との関わりをさらに深め、森林や木に興味を持ち、木育に携わる人を増やしていく必要があります。

そのためには、すべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会を創出するとともに、自然環境の保全、子育て・教育、産業・観光の振興など様々な分野においてSDGs及び木育の視点を持って取組を進め、市民生活までSDGs及び木育を浸透させることが大切です。

このことから、本方針の取組に係る進捗については、総合計画を推進することがSDGsの達成や木育の発展に貢献するという考え方のもと、総合計画に位置付けられた各個別事業の実施計画におけるSDGs及び木育の浸透度により確認することとし、特にSDGsについては、総合計画の各基本計画における「まちづくり指標」の目標達成をもって、SDGsローカル指標が達成されるものとして進捗の確認を行います。

今後は、本市の豊かな森林資源を有効活用し、総合的な利用の推進につなげること(=「森林」を活用したまちの創造)を通して、SDGsの達成に貢献することをめざし、本推進方針をもとに木育活動や各施策の推進を図っていきます。

【SDGs における 17 の目標と 169 のターゲット】

G 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
1.1	2030 年までに、現在1日 1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
G 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
G 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことをめざし、2030 年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。

- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

G 4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

G 5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

G 6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

G 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

G 8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（デセント・ワーク）を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

G 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。

G 10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

- 10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

G 1 1 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)をめざす総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。

G 1 2 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

G 13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

G 14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

G 15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

G 16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

G 17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

- 17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしいばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
- 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
- 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

<問合せ先>

宍粟市市長公室地域創生課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL : 0790-63-3066

FAX : 0790-63-3060

E-mail : chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp